

富士市教育委員会		1 月	定 例 会 臨 時 会	会 議 録 (令和 6 年)
開催日 令和 6 年 1 月 2 3 日 水曜日 開 会 1 4 時 1 5 分 閉 会 1 5 時 2 8 分			会議場 富士市立富士南中学校 4 階 図書室	
出席委員の氏名				
教 育 長	森 田 嘉 幸	委 員	塩 谷 知 一	
教育長職務代理者	和久田 恵 子	委 員	保 科 悦 久	
委 員	松 田 靖 子			
出席職員等の氏名				
教育次長	江 村 輝 彦	青少年相談センター所長	川 口 壽 彦	
教育総務課長	味 岡 俊 雄	博物館長	植 松 良 夫	
学校教育課長	齋 藤 文 徳	教育総務課調整主幹	小長谷 聡	
学務課長	村 嶋 博	教育総務課参事補	吉 村 直 也	
社会教育課長	吉 田 和 洋	教育総務課主幹	遠 藤 綱 輝	
文化財課	久保田 伸 彦	教育総務課指導主事	瀧 南	
中央図書館長	大 川 英 子	教育総務課指導主事	山 田 英 雄	
富士市立高校事務長	榎 俊 英		傍聴人 1 人	
教育研修・特別支援教育センター参事補	藤 森 三 奈			
議題（動議）及び議事の概要				
(議 案)				
議第 1 号	令和 5 年度教育委員会所管 2 月補正予算について			
議第 2 号	富士市附属機関設置条例の一部改正について			
議第 3 号	富士市社会教育委員設置条例の一部改正について			
議第 4 号	無料公共施設における受益者負担の方針について			
(報 告)				
報第 1 号	令和 6 年富士市はたちの記念式典について			
作成者 山田 英雄		署名人		

「開会」

教育長

それでは定刻となりましたので、ただいまから教育委員会会議、1月定例会を開会致します。

保科委員におかれましては、今回が初めての定例会となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

「会議録の承認」

教育長

会議に入る前に、前回の定例会（12月定例会）、会議録の承認を行います。会議録については、既にお目通しのことと思います。前回の会議録を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは原案のとおり承認することといたします。

「教育次長の報告要旨」

教育長

続きまして、教育次長から報告等ございましたらお願いいたします。

教育次長

それでは私から1件、報告させていただきます。市議会2月定例会が2月15日から3月22日までの日程で開催されます。このうち産業教育委員会は、2月19日と3月13日、14日に開催される予定となっております。

また、本日の定例会の議案となっております、令和5年度2月補正予算案、及び条例案2件につきましては、この市議会定例会において審議されることとなりますので御承知おきください。

「議事の概要」

教育長

これより、議事に入ります。

本日は議決案件4件と、報告事項1件、合計5件が提案されております。

続きまして本日の定例会の会議録の署名人を指名いたします。塩谷知一委員と保科悦久委員にお願いします。

それでは、審議に移ってまいりたいと思います。初めに、「議第1号 令和5年度教育委員会所管2月補正予算について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長の説明

（議第1号 令和5年度教育委員会所管2月補正予算について説明する。）

教育長

これより議第1号案に対する質疑を行います。委員の皆さんいかがでしょうか。

保科委員

私は初めてなのでいろいろ教えていただきたいのですが、予算の補正なのですが、補正の機会としては、6月、9月、11月、最後に2月という4回あるというように承知しておりますけれども、その4回のそれぞれの月の、この月はどういうものを補正する、というような基準や考え方がありますか。あるようでしたら教えてください。

教育総務課長

一般的に、予算は当初予算で、1年間の予算として組み上げていきます。そのため、途中で補正予算を前提とした予算という形では組みません。ところが、途中でいろいろなイベントがあったり、対応が必要な事案、例えば4年前にコロナウイルスが蔓延し、学校を休校にしたときに、それに対する対策を行っていくために、それぞれの議会のところで補正予算を組んでいきます。最終的に、2月補正予算のところで、当初予算で組んだ1年間の全予算について増減が生じる、例えば契約をして入札をしたときに入札差金が生じる、人件費が少し足りないなどそのような場合、最終調整を行っていきます。特徴的なところは11月なのですが、この時期に人事院勧告が出されたことにより、給与改定が行われますので、そうなりますと人件費の改定などが一緒に行われます。人件費につきましては最後の2月補正予算で、急遽、退職される方などが出た場合に退職金ができたり、退職された方が多かった場合、人件費が余りますので、減額の補正をしております。

保科委員

2月の補正予算でマイナスということは歳出に関してかなり減額されるということになります。その場合に、マイナス金額というのは、大きいほど望ましいのですか。といいますのは、当初予算との関係で、当初予算で大まかに予算を取ればとるほど、他の支出項目に対する影響をするという関係性があるので、2月の補正予算においてマイナスが大きいということは、他の予算項目を押しつけてきたのではないかという危惧が、大きな目で見るとあるのではないかと思いますので、今回、2月の補正予算で歳出の方の項目が7000万円くらいのマイナスになっていますが、大きなマイナスだと思います。これはいろいろな努力の結果、このような数字になっている、とも言えますし、当初予算での保険の取り方が大きかったのか、そのような見方も一部、できるのではないかと考えます。このマイナスについてはどのような考え方で当初予算とかを組まれているのですか。

教育総務課長

年度ごとによって傾向が違うので、はっきりとは申し上げられないのですが、基本的に現在の予算の組み方は財政上も厳しい状況になっているものですから、緩衝の部

分を取らせてくれるということはほとんどありません。今回の差額については、契約差金のところが大きくなったということと、一昨年前、10月頃からいろいろな影響から電気代が上がったものですから、電気代の単価が非常に高い金額で予算を組むことになりました。実際には、その時に比べると電気代が下がっていたりするなど、もちろん、私たちも努力して節約できるところは節約しているのですが、そのような結果、補正予算で減額するような形になっております。がんばった部分もありますけれども、諸般の事情により補正予算を組まざるを得ないという状況です。

塩谷委員

保科委員の問題意識に、私も通じるところがありまして、今回、歳出マイナスがでていると、この中で細かく見ていくと、もちろん努力や当初予定していた契約の額を押さえられたという面での減額と、事業を縮小したり、もともと予定していた事業を、例えば、水泳の授業の減少であるとか、放課後学習支援ボランティアの事業の開催数の減であるとか、子供たちの教育、本来予定していた教育機会が、実施しなかったことによって減額したということは、検証といいますか、その教育活動がどうだったのかという視点で見る必要があると思っています。額としてそこまで大きいかということの影響は何とも言えないところもありますけれども、気になったことはPTA活動縮小による減ですとか、放課後学習支援ボランティア事業開催数の減、さらに水泳の授業の減ですとか、そのあたりがどのような事情といいますか、分析されているのか、分かる範囲で教えてください。

学務課長

その他教育振興助成費の減の関係ですが、このPTA活動縮小による減といいますのは、単位PTAの活動に対する補助金を給付するための経費になるのですが、この補助金額の計算というのが、基本額に児童生徒数に60円を乗じた額を加算するというように決めております。それに対して、仮に資金が潤沢なPTAがあった場合、補助金を給付することによって一定の額を超えるような繰越金が生じるようなときは減額調整をすることになっております。資金が潤沢なところにつきましては、自主的にといいますか、申請をしてこないという団体も中にはあります。令和5年度につきましては、資金が豊富ということばかりではないと思うのですが、新型コロナウイルス感染症の影響で縮小した活動が今も再開されていないというところもあり、経費が掛からないという面があり、申請をされない学校が、小学校で4校、中学校で4校ありまして、その分を今回減額させていただきました。

学校教育課長

放課後学習ボランティアにつきましても、年度当初に予想していた回数というものがあるのですが、実際に今年度も新型コロナウイルスやインフルエンザ等によって学級閉鎖、学年閉鎖があり、一定期間休むことによって学習ボランティアの開催数を減らしたため、そのようなことの積み重ねによる減額になります。

教育総務課長

水泳の件になりますが、中学校と何校かの小学校が水泳の授業に自校のプールを使わずに、県立水泳場に行く予定で予算を組んでおります。県立水泳場に行くときに、新型コロナウイルスやインフルエンザで行けなくなってしまったり、何かしらの学校行事と重なってしまっていて、本来水泳に行きたかった日程以外は予定が空いていないというようなこともあったりと、何回か水泳が実施できなかったと伺っております。そのような関係で、小学校は基本的に自校でプールがありますので、体育の授業で水泳を行っておりますが、中学校の何校かで県立水泳場に行くことができなかったという学校があります。

教育長

社会教育課に伺います。貸切バス台数減について、数字が大きいので説明をしてください。

社会教育課長

8 ページの青少年教育費の中で貸切バス台数減による 140 万円の減というものがあります。これは新型コロナウイルスが5類になる前に、1 台当たりの適切な人数が25 人から30 人くらいということが旅行会社からアドバイスとしていただいております。実際には、無限のキズナ事業を行うに当たりまして、1 台当たり 40 人ぐらいの乗車で現地に行くことができたものですから、1 台当たりのバスの借り上げの料金、そしてそれに伴う運転手の人件費、こういったものが節約できました。さらに、台風の接近に伴いまして、3 泊の予定が2 泊になったこと、そのようなことも含めて140 万円の減額となりました。

塩谷委員

ありがとうございます。そうすると今の話は今年特有といえますか、新型コロナウイルスやインフルエンザの問題もあるということで、来年度以降予算でそこが削減されてしまうといえますか、子供たちに我慢させるようなことがないとは思ったのですが、いろいろな事情と努力によって歳出が下がったのですが、来年度も子供たちの教育には予算を要求していくというスタンスは、今後も子供たちのために出せるところは出し、節約するところは節約するといったメリハリを大事にしていただければと思います。

和久田委員

今の減額の話でもう1 点聞きたかったのが、育英奨学生のところなのですが、こちらも減額になっているのですが、奨学生の減によるというのは、支援をしてほしいという子が減ったのか、それとも育英奨学金の規定に達する子たちが少なかったのか、どちらか教えていただけますか。

学務課長

令和5年度につきましては、当初予算では新規の新1年生の採用枠を35人として予算計上していたのですが、実際に選考結果により採用されたのが25人ということで、この25人ということは、委員のおっしゃるように、選考の基準により25人というようにさせていただきました。そのため、今回10人分を減額させていただいております。

和久田委員

いつもこの押し問答になってしまい、大変申し訳ないのですが、支援を欲している子たちがいるのだけでも、規定に至らないのでそこで線を引いてしまう、というところが何ともやるせないことだと感じていて、どこかに線を引かないといけないのは確かに分かるのですが、予算がついているのに線を引いてしまうというところに、規定の部分の再検討の必要性はどうかと常に思っています。私たちはこれからまたこの選考を行うのですが、本当はこの子たちに奨学金が必要なのではないか、と思うような子たちが、成績やいろいろな要素で選考されないということが、成績の上位から並んでいたとすると、その成績の上位の子たちの方がそこそこ家庭の経済状況がよい場合があるのですが、本当に家庭の経済状況がよくない子たちが下位層にいて、その救いようがないのかといつも考えています。非常に難しい問題で申し訳ないのですが、いつもそのことを思っているのですが、せつかく予算がついているものであるならばできるだけ満額を使えるようにしてあげたいという、線を引くことは必要であるけれども、という思いがあるのでそのような点での再検討をしていただければと思います。

教育次長

昨年も同じように、篠原委員からも話がありました。成績の部分とその家庭の経済状況の部分とそれを掛け合わせた中で線を決めさせていただいた中で、予算があれば基準を下げ、予算がないと基準を上げるとなると、その年ごとに基準が変わってしまいます。そうすると、上級生は選考されたのに、全く同じ条件なのに下級生は選考されなかったというようにその学年により差が生まれるというところが非常に悩ましいところです。そのため、基準はある程度一定のものを持たせたいと考えております。ところが今、委員からありましたようにここ数年予算が余るような傾向が続くのであれば、それは成績の基準と家庭の経済状況の基準を落としていくということも考えていく必要があるかもしれません。ただ予算を見て、その都度、基準を変えていくということは、かなりの不均衡が生まれてしまいますので、そういうことも含めた中で、少し長いスパンで、予算の兼ね合いを見ながら、ただ今の経済状況を見ますと、もう少し候補者が上がってきてもいいかなと思うのですが、ただ過去と違うのはかなり学校の方に事前に、前は明確な基準を示さずに学校の方から広く候補となる児童生徒を出していただいて、審査してきたのですが、学校に事前に目安となる基準を示すようになってから、基準に合致するような候補者が上がるようになってしまいました。いずれにしても、基準については長いスパンを見た中での見直しというのは必要かもしれ

ません。来年度に向けたものを近々に選定委員の中で御意見をいただきたいと思いますので、それに向けて考えていきたいと思っています。

教育長

この話題は議会でも取り上げられております。産業教育委員会の席でも、和久田委員のおっしゃるように、せつかく予算があるのだからできるだけ多くの方を救ってあげてほしいと意見が出ます。そのような中で、どこで線を引くのかというのが、今教育次長が申し上げたように、難しいところになります。線を引くところに、成績優秀、という条件があって、その成績優秀をどのように捉えるか、平均よりも成績が下の子供たちの中でも経済的に苦しい子供たちであれば、平均を下回っていてもどうなのかと思うのですが、そこに成績優秀という言葉をもとにどのように解釈するか、そのような根本的なところから見直していく必要が今後あるのかなというところが、長期的スパンでこのことを考えていくことが必要になってくるのかと思います。

和久田委員

成績優秀の基準が、5科目平均ということになっています。例えば、美術にすごく長けている子供がいたり、運動にすごく長けている子供がいたり、というような可能性を潰してしまわないような採択の方法があれば検討をしていただければと考えています。

教育長

その点については検討をよろしくお願いします。何かに秀でていて、これからは多様性の時代なので、平均的にいいとか、1つ欠点があるからダメということではなく、夢、希望を支える奨学金だとすると、そこは確かに柔軟な発想というのは大事なのかと思います。これからも協議をしていきたいと思っています。

松田委員

科目の説明についてですが、7ページの一番下の段にあります、中学校就学援助事業費は認定者数が減となっておりますが、何の科目なのですか。次の8ページの一番上段になるのですが、こちらの方の特別支援学級就学奨励事業費の2つの科目を教えてください。

学務課長

まず7ページの一番下段のところの中学校就学援助事業ですが、こちらにつきましては家庭の経済状況によって、要保護者、準要保護者と言われる御家庭について、その認定者数のことなのですけれども、そのような御家庭に対して、支給する扶助費になります。次のページの、中学校特別支援学級就学奨励事業といたしますのは、特別支援学級に通級されるお子さんは、通常級に通われるよりも経済的負担が多いということで、そのような御家庭に対して、支給する扶助費になります。

松田委員

最後もう一点になります。9ページの、緊急学術発掘調査が、993万9千円のマイナスとなっていたので、縮小なのか、何か取りやめたりあったのですか。次年度予算についているのですか。

文化財課長

こちらの緊急学術発掘調査の民間開発事業費なのですが、こちらは民間の事業者が、例えば倉庫を建てるとか、不動産を分譲するとか、そういう開発行為を行う際に、遺跡が発見された場合は事業主負担で発掘をされます。今年度は3件ほど見込んでいたのですが、今のところ実績はゼロということで、減額になります。これはもともと民間からの歳入、お金をいただくことをあてにしておりますので、4ページの、21諸収入14遺跡発掘調査受託金というものがありまして、こちらと、歳入と歳出が一応対となって、減額になりますので一般財源の方には影響がないような形になります。ただ、開発行為になりますと、いつ出てくるかわからないということと止めてしまうわけにはいかないものですから、残としてはまだ見込んでいる部分は多少残っておりますので、それを見込んでの計画になります。

松田委員

対になっているということですね。

和久田委員

県支出金の中の、地震津波対策等、3ページにあるのですけれども、地震津波等の交付金の中に、美術バトンというものが多く出ているのですが、これは何か災害があったときにその美術バトンというものは使われるということですか。

教育総務課長

このバトンというのは体育館などで、吊看板を掲示するための棒になります。これが落ちるとかなり危険ですから、予算に余裕があれば改修させていただいております。落ちると危険ですから、そのような対応をしております。

和久田委員

新たに取付けるのかと思っていたのですが、改修ということですね。資金があれば、ということでトイレの改修も多く入っていますが、それもそういう意味合いで入っているのですか。

教育総務課長

同じような内容で、先月も御説明させていただきましたが、できれば床の乾式化と一緒にやりたいと考えております。今、湿式トイレといって、床をデッキブラシで掃除をするような、古いトイレなのですけれど、最近はモップで洗い流しするような形

で、こちらの方が清潔感を保てるので、そちらへの改修も進めたいのですが、まずは便器の洋式化を進めていくということで、余裕があればということで、もちろん予算も要求していくのですが、なかなか予算が全部はつかないので、このような形で進めさせていただきます。

教育長

それでは他に質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第1号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

それでは御異議なしと認め、議第1号案は承認いたしました。続いて「議第2号 富士市附属機関設置条例の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長の説明

（議第2号 富士市附属機関設置条例の一部改正について説明する。）

教育長

それではただ今の事務局の説明に御質問等ございますでしょうか。

塩谷委員

今回、任期が2年間になっているのですが、令和6年と令和7年で、この協議会を継続してやるということですが、そのスケジュール感なのですが、先ほどの説明でも、文科省の有識者会議で、令和5年度から7年度までを改革集中期間だとありましたが、これはその間に改革を進めよ、という期間だとすると、2年間かけて協議してそのあと実施するとなると遅いのではないかと思います。富士市としてこの地域移行の、もちろん一朝一夕で進められないと思いますが、こういったスケジュール感で進んでいくのか、もし今の時点でも、フローというもし分かれば教えてください。

教育総務課長

現在、モデル事業ということで、予算を確保しておりますが、各団体ごとに私たちの方でいろいろヒアリングさせていただき、受け皿として十分できるかどうかと確認をさせていただいております。その中で、非常に、もうやる気満々というところと、いつでもOKですよというところ、そう言われても人がいませんというところがあります。このように、競技ごとに実は温度感が大分違うので、一斉にスタートできるかということ、ちょっと難しい情勢となっております。構想としては全部地域にお願いするという掛川市のような考え方のところもあります。また、逆に、部活動を今の形まで残しますというような考え方のところもあります。熊本市はそのような宣言をしていたと思います。このようなことについてこの2ヵ年で、何とか道筋を、青写真を立てていきたいと考えております。できるところはモデル的に進めていきまして、もし

かしたらそこでスタートできるのかもしれませんが、何とかやっていきたいとそんなふうに思っております。

教育次長

補足させていただきます。まずスケジュール感よりも前に、この協議会に何を担っていただくのかというところだと思います。部活動の地域移行は本当に課題がたくさんあります。今までも懇話会の中で議論してきたのですが、今度新しく大学の有識者を招いたり、公募委員を招いたりしながら、もう一度、課題をしっかりと出し、棚卸しして、整理して、課題を共有することをまずしたいと思っています。先ほど教育総務課長から掛川市の例がありましたけど、いろんな市町がいろんな市町ごとにスタイルの違う部活動地域移行を進めておりますが、富士市は何を一番のベースに置いて、部活の地域移行を進めていくのか、これまでの議論の中では、やはり教育的な愛校心は大事だ、部活動が学校教育の一環としてあったのは教育的意義が高かったからだ、などといろんな意見をいただいております。そういったものを踏まえつつ、まず、大きくは富士市の部活動地域移行がどういうところを目指すのか、グランドデザインのようなものを作りたいと考えております。そうすると、2年間というのは、決してマストではないと思うのですが、一応、目論見としては、2年程度でそういったものができるといいなと思っています。それと並行して先ほど教育総務課長がいったようにモデル事業もやりながら、そして個別に、種目ごとといろんなものが違いますので、モデル事業も一緒に走らせながら、モデル事業や実績など、実証したものを、委員の皆様にお示しして、御意見をいただいてよりブラッシュアップさせて進めていく、そのような形で今考えております。

塩谷委員

懇話会の議論も進んで、今後また協議会ということで、またその辺の議論の経過などを、我々にも共有させていただきまして、いい形で協議が進んでいけばと思っています。

教育長

それでは他に質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第2号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは御異議なしと認め、議第2号案は承認いたしました。続いて「議第3号 富士市社会教育委員設置条例の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

社会教育課長の説明

(議第3号 富士市社会教育委員設置条例の一部改正について説明する。)

教育長

それではただ今の事務局の説明に御質問等ございますでしょうか。

塩谷委員

今、課長からも丁寧に御説明いただきまして、私も改めてこの社会教育法を見させていただきました。もともと確かに設置義務ではなくて任意的に設置できるという制度の中で、富士市は条例という形で設置しているということでした。その中で今、委員の平均が各市町、県外を見ても確かに 10、12 人という、あまり多くない中で、富士市は今まで 17 人だったところを、今回の見直しで 15 人以内ということで、この方向には異論はないのですが、また一方で、今まで 17 人という、他の市町より多いという中でいろいろな意見がでるなど、存在価値、存在意義というものがあつたと思います。そういう中で 15 人より下にするということとは運営上は特にそういう多角的な視点を得るというところで支障が生じないという御判断だつていうことでよろしいでしょうか。

社会教育課長

やはり人数を絞るということはそれだけいろいろな意見が出にくくなると、制限されるというようなことにも繋がりがねないかと思います。ただ、一方では、人数が多いと、やはりそれぞれの意見を言うだけで、時間がかかなりかかってしまい、議論を交わすというところに至らないという側面もございます。議会の中でもある委員会とか、その審議会の人数があんまり多いのは、やっぱり活発な議論のためには、好ましくないのではないかなどという指摘もあり、今回、17 人とされていた規定を、15 人以内とさせていただきます。当面は 15 人の予定ですけれども、活発な議論のためには、どういうやり方が好ましいのかと、今後も柔軟的に考えて参りたいと思っております。

教育長

それでは他に質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第 3 号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは御異議なしと認め、議第 3 号案は承認いたしました。続いて「議第 4 号 無料公共施設における受益者負担の方針について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

社会教育課長の説明

(議第 4 号 無料公共施設における受益者負担の方針について説明する。)

教育長

それではただ今の事務局の説明に御質問等ございますでしょうか。

塩谷委員

22 ページの青少年教育センターのこの二重囲みの中で、新規利用団体についても利用者会への参加を求めるとするのは、利用者会というのはもうもともと組織されていて入るに当たり何かその審査とかあるという仕組みですか。その点について教えてください。

社会教育課長

ここに書かれている新たな利用者というのは、青少年で構成されている自主グループみたいなものを想定しています。その自主グループは、まちづくりセンターでも自主グループみたいなものがあるのですが、そういうもので自主グループ、かつ、公益性があるものについては地区まちづくりセンターでも減免をするということが考えられております。私どもではその公益性をどういったところに見いだすかといいますと、利用者会というのは、いろんな団体が加盟して利用者会という会を作っておりまして、その会がボランティア活動だとか、利用者会イベントというのがあって、灯火の道というイベントを行っています。このような地域に貢献するような活動をしている場合は、公益性があるとみなしまして、減免をするということが考えられますので、基本的には青少年教育センターを利用していただく方は、ほぼ利用者に入っているということで想定されますので、全ての活動が、もう公益性があるというふうな仕分けをしております。

教育長

それでは他に質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第4号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

それでは御異議なしと認め、議第4号案は承認いたしました。引き続き報告事項に移ります。「報第1号 令和6年富士市はたちの記念式典について」を取り上げますが、これについては委員も参加しておりますので簡潔に報告をお願いします。

社会教育課長の説明

（報第1号 令和6年富士市はたちの記念式典について説明する。）

教育長

それではただ今の事務局の説明に御質問等ございますでしょうか。

御質問がないようですので、報第1号案は了承いたしました。以上を持ちまして本日の審議事項は全て終了いたしました。引き続き、各課等の予定事項をお願いしたいところではございますが、時間が来てしまいましたので、どうしても伝えたいということがありましたらお手を挙げて報告いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

保科委員

33 ページ報告の中で、小学校の社会科副読本の編集会議、中学校の社会科副読本の編集会議というものがあるのですが、最近これを拝見させていただき、非常に社会科、特にその郷土研究への関心を感化するような重要なオリジナルの本だと私自身、思いまして、ぜひ冊子の配布だけではなく、Web 化、若しくはパソコンへの配信等も含めて、御検討いただきたいというのが 1 点でございます。非常にオリジナリティがある本ですから、小学生、中学生の好奇心が感化できると思っております。それに関連いたしまして、30 ページの文化財課のところに書いてはありませんが、富士市の『文化財保存活用地域計画本編』が、令和 4 年 12 月 1 日に発行されております。それを拝見しまして、今回、資料がないのですが、135 ページ、方向性 3『文化財を生かし発信する』、方針 2『文化財を核とする地域コミュニティを形成し、まちづくりに活用する』、方針 3『文化財を地域教育の柱として、学校教育や社会教育で生かす』、というふうに、社会科副読本との相乗を図るというような項目がございますので、ぜひ、前倒しでもいいので御検討いただいて、早めに御対応していただけないかというお願いでございます。

学校教育課長

社会科副読本を小学校、中学校ともに作成するところで、そのWebの掲載等については、今後、検討させていただきたいと思います。あと、文化財との関係についても、学校教育の中でも、文化財が学区にあるところについては、積極的に地域探検という形で総合学習に取り入れ、そういう学習を進めるようになっておりますので、今後また継続してやっていきたいと思います。

文化財課長

副読本に関しましては、学芸員も協力させていただいております。これから教育の方にも少しいろいろやらせていただけたということですが、横道にそれますが、小中学校で使用しているタブレットに、富士山かぐや姫ミュージアムのバナーを表示するようにさせていただいており、そちらの方でも PR をさせていただいておりますので、引き続き、学校教育の方とも連携したいと思っています。

和久田委員

報告の内容とは異なりますが、新型コロナウイルス等々が今すごく出ておりまして、私の地区の小学校では複数のクラスが学級閉鎖となっておりますが、出席停止などの規定は、インフルエンザと同じ規定になっているのですか。

学校教育課長

基本的に 5 類になった関係で、インフルエンザと同じ対応になっております。ただ治ってから何日ぐらい経ってから登校してよいかという点で、インフルエンザと新型コロナウイルスとで多少期間が違うものの、おおよそ 5 日間程度がインフルエンザと

新型コロナウイルスの出席停止期間となっております。現状ですが先週、今話題に上がりました小学校で、学年閉鎖になっておりますし、先ほどここへ来る前に連絡ありましたけども、別の小学校で新型コロナウイルスの感染が広まっているということで学級閉鎖をしたいという連絡がありました。

教育長

それでは、次回の教育委員会会議の日程を申し上げます。2月20日火曜日午後1時30分から富士市教育プラザ1階会議室にて、教育委員会会議を開催いたしますので、よろしくお願いします。

本日は、御審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、本日の定例会を閉会とさせていただきます。皆様、お疲れ様でした。